

平成 31 年 4 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

所得税法 理論サブノート  
税法の改正に伴う修正のお願い

平素より ご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2019 年 税理士試験受験対策シリーズ

所得税法 理論サブノート（平成 30 年 8 月 20 日第 18 版発行）

ISBN978-4-86486-562-3 C1034

訂正内容



の部分については、該当箇所を直接修正して下さい。



の部分については、点線に沿って切り取り、貼り付ける等してご利用下さい。なお、規定本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

**問題 2-9 取入金額の評価の別段の定め**

**P40 [1] 棚卸資産等に関する別段の定め (2) 棚卸資産の贈与等**

(2 行目)

棚卸資産に準ずる資産並びに仮想通貨を含む。) の移転が…

↑

追加

**問題 2-10 資産の無償又は低額による移転があった場合**

**P42 [1] 贈与等をした者の取扱い (1) 棚卸資産**

(2 行目)

棚卸資産に準ずる資産並びに仮想通貨を含む。) の移転が…

↑

追加

**問題 6-3 確定申告 (死亡又は出国の場合を除く。)**

**P130 [1] 確定所得申告**

(文末に追加)

(注 3) 年末調整の適用を受けた給与所得者が、平成31年4月1日以後に同年分以後の確定所得申告書を提出する場合には、一定の簡易な記載によることができる。

(注 4) 平成31年4月1日以後においては、給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票については、確定所得申告書に添付し、又は提出の際提示することを要しない。